

平成23年 3月 1日

J A魚沼みなみ次世代法行動計画

当J A魚沼みなみは、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年3月1日～平成25年2月28日

2. 内 容

I. 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備

目標1：子供が生まれてくる際の父親の「特別休暇取得」の促進

【対策】

- ・ 職員（管理職含む）に対して再度就業規程（特別休暇）の周知を図る。
- ・ 妻の出産する職員に対して、特別休暇取得を奨励する。

目標2：「子供の看護休暇」の促進

【対策】

- ・ 職員（管理職含む）に対して再度、育児・介護休業等に関する規程（子供の看護休暇）の周知を図る。
- ・ 小学校就学前までの子を養育する職員に対して、看護休暇取得を奨励する。

II. 働き方の見直しに資する環境整備

目標1：年次有給休暇の取得促進

【対策】

- ・ 管理者は、繁忙期前後に連続した有給休暇取得を勧める。

III. 次世代育成支援対策

目標1：地域において子供の健全育成のためのイベントを通し、地域貢献活動を実施する。

【対策】

- ・ グリーンスクール及び子供料理教室等を通し、次世代の健全育成を支援し地域貢献を行う。

以上